

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を実施しております。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

また、令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さんが「長期収載品」を選択した場合には、患者さんが自己負担する仕組みが導入されました。

「一般名処方」とは？

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、「医薬品の商品名を記載する場合」と「一般名（有効成分の名称）で記載している場合」があります。一般名処方とは、「一般名（有効成分の名称）で記載している場合」であって、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することを言います。これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品をご自身で選ぶことができます。

「長期収載品」とは？

後発医薬品があり、薬価基準に長期間収載されている先発医薬品のことを言います。

患者さんが、医療上の必要性がないにもかかわらず、後発医薬品ではなく長期収載品を希望した場合、その差額の2分の1が患者さんの自己負担となります。